

伊方・高浜

2017年3月28日 大阪高裁

高浜 原発3,4号機運転停止仮処分決定

2017年3月30日 広島地裁

伊方 原発3号機運転停止仮処分申請

取消
却下

この2つの判決について新聞社説の比較です。それぞれの判決で社説にしたところもあって、ボリュームがあるのでこの判決に肯定的なものを中心に見てみます。

高浜逆転決定 安全に原発再稼働を急げ

3月29日社説

極めて理にかなった司法判断である。

仮処分決定には即効性があるため、後に落ち度がなかったと判明しても、差し止められた側の経済的損失は甚大だ。株主や消費者への責任を果たすためにも、関電は**損害賠償請求を視野に入れた検討を行うべき**である。

安価で安定した電力供給のためには、安全性が認められた原発の運転が不可欠だ。そのことについて、国は国民に明確に説明すべきだ。その時局を迎えている。

原発と仮処分 実力停止の手段にするな

4月1日社説

理にかなった司法判断であり、決定を評価したい。

仮処分は、申請する側に危険が急迫していたり、著しい損害が見込まれたりする場合に、それを回避する法的手段だ。規制委の厳格な安全審査に合格した原発を、仮処分の適用対象とするのは、そもそもおかしくないか。仮処分の決定の特徴は即効性にある。その申請が**反原発の実力行使手段に流用されるとしたら、極めて不適切な事態**である。

高浜再稼働へ
非科学的な地裁決定が覆った

3月29日社説

厳しい規制基準に基づき、十分な安全対策が施されている、との判断は**極めて現実的だ**。

大津地裁は、関電による説明が不十分だと決めつけ、運転の差し止めを命じた。
ゼロリスクに固執した**非科学的な地裁決定を覆したのは、当然**である。

新規制基準は、世界的に最高レベルの安全性の確保を原発に課している。
基準を尊重した高裁の見解は、うなずける。

895万部

司法の注文受け止め再稼働を

3月31日社説

過去の原発訴訟では、安全性をめぐる専門的な判断は規制当局に委ねるとの判例が示されており、今回もそれに沿った決定といえる。同時に、裁判所は電力会社や国による安全確保の取り組みに厳しい注文もつけた。(中略)
関電や四国電はこれらの注文をしっかりと受け止め、**安全な再稼働や運転継続に万全を期すべきだ**。
国も自治体に協力し、防災計画の実効性を高める必要がある。

272万部

「高浜」再稼働を逆転容認 「万が一」にできていない

3月29日社説

伊方原発差し止め却下 複合災害の認識足りない

4月3日社説

305万部

高浜原発決定 あまりに甘い安全判断

3月19日社説

641万部

参考資料

①全国紙の販売部数
読売新聞広告ガイド 販売部数 (2016年7~12月平均)
<http://adv.yomiuri.co.jp/yomiuri/circulation/national01.html>

最後に一言

もちろん東京新聞も批判的です。3月29日には『「高浜」高裁決定 あと戻りしてないか』4月1日には『伊方仮処分却下 何をそんなに急ぐのか』という社説を出しています。
さて、産経も読売も「今の規制基準で十分安全なんだから素人はつべこべ言うな」ということでしょう。
でもゼロリスクを求めることは批判しています。人間の作るものですから『絶対』事故が起きないことはありません。
「どんなに規制基準が厳しくても、明日事故が起きないとは誰も言えない。ならば事故時の避難計画が住民の納得できるものになるまでは動かさない」。これ、理にかなってない理屈でしょうか？
裁判所は避難計画に改善の余地があると指摘はしているようですが、ならば動かしちゃダメでしょう。再稼働したその日に万一の事故が起きない保証は誰にもできないはず。それでも再稼働を認める今回の裁判所の判断の裏には「絶対事故は起きない」というかつての安全神話が復活しているとしか言えません。